

## 仕 様 書

### 第1 委託件名

令和4年度ユニークベニューショーケースイベント企画運営業務委託

### 第2 目的

MICE開催に伴う都内ユニークベニューの利活用を推進していくためには、主催者・施設等に対して効果的に魅力をPRしていくことが必要である。都内ユニークベニューの魅力や活用方法を幅広く発信・展開していくため、多様な活用方法を提案できるショーケースイベント（以下「イベント」という。）を実施する。

### 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 第4 契約期間

令和4年11月30日から令和5年3月31日まで

### 第5 事業概要

#### (1) 通則

以下をふまえて（2）に記載するテーマに沿ったイベントを企画し、契約期間内で2回実施すること。

① イベント実施の目的は、第2のとおり、都内ユニークベニューの魅力について、主催者・施設等に対して発信・展開することである。発信・展開にあたっては、レセプションや会議にとどまらず、表彰式や展示会、商品発表会、コンテンツ体験会、コンサート等の新たな活用方法や開催にあたっての課題への対応方法等を幅広く検討すること。

② MICE開催時における環境へ配慮した取組みや、会場周辺の地域が参画するなど、地域と連携した取組やMICE開催の方法（※）を発信・展開できるようにイベントを実施すること。

※準備段階から開催に至るまでの間で、MICE主催者が地域住民や企業等と連携する、地域住民や地元企業等が参加できる仕掛けなど、地域住民や地元企業のMICE開催意義の理解促進に繋がるような内容

③ 開催にあたっては、東京ビジネスイベント先進エリア（以下「MICE拠点」という。）と相談・協力すること。

尚、相談・協力可能なMICE拠点は「参考2」に記載のエリアのうち、

2. 六本木、3. 臨海副都心、4. 日本橋、6. 渋谷、7. 浜松町・竹芝・芝浦の5拠点とする。

(2) 実施テーマ

① 複数施設の機能的活用

複数施設が繋がるストーリーを設定し、複数施設を連続して使用することでMICE運営効率が良くなる等の複数施設利用の意義を明確にした上で、2施設以上を機能的・有効的に使用するなどの面的な活用をすること。

なお、招待者に2施設間の移動が発生する場合は、その移動及び移動時間にコンテンツを活用する等も検討すること。

② 自然とのつながり

招待者が自然とのつながりの意識を高める内容にすること。単に自然の装飾を行ったり、場所を屋外にしたりする等にとどまらず、自然を感じられる仕掛けやコンテンツ・取組みを実施すること。

(3) イベント実施時期

令和5年3月10日（金）までに、計2回イベントを実施すること

(4) イベント実施場所

都内ユニークベニュー施設において、(2)のテーマを踏まえ財団と協議の上、実施場所を選定すること。なお、複数施設の場合、うち1施設は、必ずTokyo Unique Venues掲載施設を活用すること。

(5) イベント実施形式

日本語及び英語の2か国語でのオンライン配信を伴うハイブリッド形式での実施とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる緊急事態宣言等の再度の発出など、新たな事例が生じる可能性があることから、イベント実施の1か月前を目途に財団の指示を仰ぐものとする。なお、配信した映像はアーカイブ配信をすること。

(6) 実施規模

招待人数は50～100名程度とし、各会場の特性及び収容人数に応じたイベントを実施すること。また、オンライン参加者人数については特に上限を設けないものとする。

(7) 招待対象者

対象者はテーマに沿って検討すること。例えば、在京大使館、在日海外商工会議所、外資系企業、一般企業、MICE業界団体、国内外メディア関係者、地域住民・企業等とするが、財団と相談して決定すること。

## 第6 委託内容

(1) 通則

- ① 事業全体のスケジュール及び運営体制を含んだ事業計画書を作成し、履行開始後14日以内に提出すること。また、本事業の管理・運営体制及び各種手配からイベント実施、報告までの業務進行スケジュールを作成し、イベント実施の60

日前までに提出すること。

- ② イベント実施 30 日前までに、イベント当日の内容・運営・進行・役割分担・レイアウト等を定めたイベント実施計画書を作成すること。なお、作成にあたっては、45 日前までにイベント実施計画書（案）を作成すること。
  - ③ 実施体制を明確にし、当日は招待者の受付から見送りまで実施すること。なお、パートナー会社・サービススタッフ等の管理を徹底すること。
  - ④ 国内外 MICE の最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮した企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
  - ⑤ 業務全般において、財団と都度協議し、承認を得て事業執行すること。
  - ⑥ 必要に応じて開催会場の施工、設営及び撤去等ができる事業者を選定し、必要な管理を行うこと。施工者用入場パス等については必要枚数を手配し、その費用は本委託経費内に含むものとする。
  - ⑦ 会場使用料、利用施設の入場料等については、本委託事業費に含めること。
  - ⑧ イベント実施時における音響、照明等について施設周辺に配慮すること。
  - ⑨ 必要な法定手続等を実施すること。例えば、所轄の警察署・消防署・保健所等関係機関に対して相談、協議、申請、届出等を実施すること。
  - ⑩ 業務の遂行にあたって、受託者は環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを調達することで、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 会場、ユニークベニュー施設、MICE 拠点等との連絡、調整
- ① 会場、ユニークベニュー施設、MICE 拠点等との連絡、調整を行う窓口を設置し、集約管理を行うこと。
  - ② 各会場等との連絡、調整に当たっては、各会場等のニーズ・要望に配慮した調整をすること。
  - ③ 各調整状況については、財団に報告し、適宜調整について相談すること。
- (3) イベントの告知、招待者の選定及び招待状の作成
- ① 財団と協議し、招待者リストを作成、招待状の作成・発送、当日の受付を行うこと。
  - ② 招待状はイベント実施 30 日前までに発送すること。
  - ③ 招待状の作成にあたっては、記載内容・体裁等について、2 回程度財団の校正を受けること。また、適宜相談すること。
- (4) イベントの実施
- ① 会場では東京を PR するに相応しい設営をすること。具体的には、テーマ及びコンセプトや各会場の持つ課題、地域連携、MICE 開催意義の理解促進、エコ、サステナビリティ推進を行う上で出てくる課題を解決する方向性を明確にした上で、会場デザイン、レイアウト及び演出を提案すること。会場デザイン、レイアウト及び演出は受託決定後、企画提案内容を基に財団と協議を行った上で最終決定と

する。なお、設営については、可能な限りイベント前日までに完了すること。

- ② イベントで飲食を提供する場合は、着席・立食形式のいずれの場合も、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じた形式とすること。
  - ③ 受付、クローク（荷物預かり）を設置し、サービスを提供すること。
  - ④ 英語対応可能な司会を配置し、適切な司会進行を行うこと。
  - ⑤ 提供するコンテンツ等については英語での配信も考慮し、英語対応可能なスタッフを適宜配置すること。
  - ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分施し、また会場レイアウトにも反映すること。
  - ⑦ その他、イベント運営に必要な備品、什器等を手配すること。なお、製作物の所有権等については、適宜財団と協議する事とする。
  - ⑧ オンライン配信に係るインターネット環境を構築すること。
  - ⑨ 映像配信に係る機材及び設備を手配すること。
  - ⑩ 事前視察及びイベント実施当日、財団が会場の設営他各種準備状況の確認を行う際には、受託者も立ち会うこと。
- (5) レセプション・ネットワーキング等開催する場合の食事、飲料の手配、提供下記について、財団と協議の上で決定すること。
- ① 飲食の提供の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に施した設営と提供方法で提供すること。感染状況の拡大によっては招待者への飲食提供をしない場合も想定される。その場合は、レセプション開催のイメージが分かる展示のみを実施し、展示形式についてはイベント実施1か月前を目途に財団の指示を仰ぐものとする。
  - ② 以下を参考に MICE のトレンドを意識したエコ、サステナビリティ等への配慮がある飲食の内容を提供すること。
    - ・食品ロスの削減に向けた工夫をすること。
    - ・使用する食器などはプラスチック製品を使用しないように工夫すること。プラスチック製品を使用する場合は、その製品がエコ、サステナビリティに配慮したものであることをあわせて紹介すること。
    - ・トレーサビリティを意識した食品を取り扱うよう工夫すること。
    - ・フェアトレード認証製品を活用した内容とするよう工夫すること。
    - ・地域の名産品など、地域とのつながりを意識した工夫すること。
  - ③ 食事、飲料を手配する場合、自然、環境配慮、地域連携等、本イベントのテーマに則し、かつ、東京や和がイメージできるような効果のある食事や飲料等を手配すること。また、食事については、提供形式に相応しいメニュー構成であること。ただし、本イベントは参加者に食事を提供することが目的ではないため、メニューの全てや、量の全てを提供しないことも可とする。

- ④ ハラルやビーガン等、宗教事情やアレルギー等に配慮し、臨機応変に対応できるものとする。
  - ⑤ 食事、飲料の日本語・英語メニュー（又は名刺サイズの卓上メニューカード等）を用意すること。
  - ⑥ これらの取り組みについて、招待者に紹介するような内容を盛り込むこと。
- (6) イベント時のアトラクション提供
- ① 本イベント開催あたってアトラクションを提供すること。アトラクションは、各会場に合った東京をPRするに相応しいものとする。アトラクションは、エコ、サステナビリティ、自然、地域とのつながり等を参加者が意識できる内容とすることとし、財団と協議を行った上で最終決定とする。
  - ② アトラクションを提供する趣旨は、招待者向けの一過性の娯楽提供ではなく、実際に東京都でMICEを開催してみたい、または、東京を訪れてみたいという想いを抱かせることにあるため、それを意識した内容とすること。
  - ③ アトラクション提供時には、アトラクションの紹介を英語でできるスタッフも派遣し説明すること。また必要に応じて英語で進行を行うこと。
  - ④ アトラクション実施時には適切な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとり、参加者に対して注意喚起を行うこと。
- (7) 招待者向けアンケートの実施・回収・集計
- ① 招待者向けにイベントに関するアンケートを作成すること。内容については財団と協議の上決定する。
  - ② アンケートはイベント当日または実施時までに招待者に配布すること。
  - ③ アンケートは当日回収し、集計した分析・結果をイベント終了後 10 日以内に報告すること。
- (8) 発信・展開
- イベントについては、実施後に配信できるよう当日の動画等をまとめたデータを財団の指示する形式で、イベント終了後 7 日以内に提出すること。また、MICE 開催者や施設等に、本イベントを効果的に発信・展開する方法についても検討すること。当該方法については、(9) の報告書にまとめること。
- (9) 記録写真、映像の撮影及び報告書作成業務
- 準備状況や、事前の調整・取組み、イベント当日の会場全体の状況・様子、食事、招待者・運営者等の様子がわかる写真、映像を記録撮影し、イベントの内容・課題を報告書にまとめること。各記録、報告書についてはイベント終了後 14 日以内に財団に納品すること。
- (10) 提出物一覧

内容	期限	該当項
実施計画書	履行開始後 14 日以内	第 6 項 (1)

業務進行スケジュール	イベント実施 60 日前	第 6 項 (1)
イベント実施計画書 (案)	イベント実施 45 日前	第 6 項 (1)
イベント実施計画書	イベント実施 30 日前	第 6 項 (1)
アンケート	イベント終了後 10 日以内	第 6 項 (7)
動画データ	イベント終了後 7 日以内	第 6 項 (8)
報告書	イベント終了後 14 日以内	第 6 項 (9)

## 第 7 事業実施上の留意事項

受託者は本委託実施にあたっては以下の点に留意し、財団と綿密な協議をすること。

- (1) 運営にあたっては委託者の指示する内容を遵守すること。また、会場・ユニークベニュー・MICE 拠点等の指示内容についても遵守すること。
- (2) イベント実施において、会場、ユニークベニュー施設、MICE 拠点、財団及びその指定事業者等とも協議・協力の上、事業を実施すること。

## 第 8 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

## 第 9 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、第 10 項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。

- (5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする

#### **第10 第三者委託の禁止**

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

#### **第11 個人情報の保護**

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙1「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
  - ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
  - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第10項「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙1「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

#### **第12 天災その他不可抗力による契約内容の変更**

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

#### **第13 完了報告と契約代金の支払いについて**

- (1) 契約代金の支払いについて  
委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。
- (2) 完了報告と成果物の提出について
  - ① 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

② 実施報告書

A4で作成し紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団と協議の上決定する。

#### 第14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対象地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに掲示し、または提出すること。

#### 第15 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団コンベンション事業部 中村・横井・毛受 電 話：03-5579-2684
---

■ 「Tokyo Unique Venues」掲載施設一覧

参考 1

【都立施設】

1. 浜離宮恩賜庭園 2. 清澄庭園
3. 東京都庭園美術館 4. 東京都美術館 5. 東京都写真美術館 6. 江戸東京たてももの園
7. 東京都現代美術館 8. 葛西臨海水族園
9. 旧前田家本邸洋館
10. 東京都庁 45 階北展望室 11. 東京国際クルーズターミナル
12. 夢の島公園アーチェリー場

【民間等施設等】

13. すみだ北斎美術館 14. 上野の森美術館 15. 刀剣博物館 16. 山種美術館
17. JP タワー学術文化総合ミュージアム「インターメディアテク」 18. サントリー美術館
19. 東洋文庫
20. サントリーホール 21. 観世能楽堂 22. 宝生能楽堂 23. 梅若能楽学院会館
24. 乃木神社 25. 回向院 26. 深大寺 27. 神田明神 28. 題経寺（柴又帝釈天）
29. 東京大神宮 30. 東長寺
31. 柴又帝釈天門前参道商店街
32. 福德の森 33. 六本木ヒルズアリーナ・毛利庭園 34. 虎ノ門ヒルズオーバル広場
35. アーク・カラヤン広場 36. 大手町仲通り 37. 大井競馬場（東京シティ競馬）
38. BMW GROUP Tokyo Bay 39. 東京ミッドタウン芝生広場 40. 品川シーズンテラス
41. 町田シバヒロ 42. COREDO 室町テラス 43. TACHIHI BEACH 44. 薬師池西公園
45. 築地魚河岸 46. 恵比寿ガーデンプレイス
47. しながわ水族館 48. すみだ水族館
49. マダム・タッソー 50. キッザニア東京 51. よみうりランド
52. サンリオピューロランド 53. 宇宙ミュージアム TeNQ 54. 浅草花やしき
55. コニカミノルタプラネタリア TOKYO 56. スモールワールド
57. 自由学園明日館 58. 日本橋三越中央ホール・三越劇場 59. KUDAN HOUSE
60. 東京スカイツリータウン 61. 東京タワー 62. テレコムセンター展望台・アトリウム
63. 3×3Lab Future 64. 寺田倉庫 65. 東急プラザ銀座
66. フジテレビジョン「フォーラム」 67. 角川大映スタジオ
68. アサヒグループ本社ビル 69. ART FACTORY 城南島 70. 両国-江戸 NOREN
71. GARDEN 新木場 FACTORY 72. SHIBUYA TSUTAYA (QFRONT) 屋上・イベントスペース

<参照> <https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>

※施設改修による休業のため、東京都江戸東京博物館を除く

■東京ビジネスイベント先進エリア

1. 丸の内（今回対象外）
2. 六本木
3. 臨海副都心
4. 日本橋
5. 品川（今回対象外）
6. 渋谷
7. 浜松町・竹芝・芝浦

<参照> <https://tokyomice.org/jp/index.html>